

令和元年度 第5回 堺市地域福祉計画推進懇話会 議事要旨

開催日時 令和2年2月7日 午前10:00～12:00
開催場所 堺市総合福祉会館 5階 大研修室
出席委員 網田委員 井村委員 大成委員 大島委員 小田委員 金澤委員 久保委員
幸家委員 轟谷委員 中西委員 永吉委員 西尾委員 西田委員 星委員
松端委員（座長） 森田委員 渡邊委員（名簿順）
欠席委員 枅谷委員 三田委員 湯川委員（名簿順）
傍聴者 なし

1. パブリックコメントの実施結果について

（資料1について事務局より説明）

（座長）

13人の方から19件のご意見をいただいた。障害分野の計画は当事者団体からの意見が結構あるが、地域福祉計画でこれだけ意見が出るのは、堺市民の方は関心が高いということだと思う。しかし、84万人の都市なので、本来はもっとあってもよい。よく読んでいただいて、全体的な考え方から細かいところまで意見が出されている。これらのご意見に対してどのように対応するか、市としての方針を示し、必要なところは計画に反映するということである。

（委員）

福祉避難所に関するご意見に対して、ホームページに記載しているという回答が書かれている。よくホームページやメールと言われるが、福祉に関係する人は高齢者が多く、ホームページを見てくださいとお願ひしても「見ない、わからない」と言われる。誰でも見られる方法を考えた方がよいと思う。

ところで、先日、保健センターに相談に行った。何度も行ったり電話をしても担当者が不在だったが、折り返し連絡するなどの配慮はなかった。また、やっと会えたときに経過を伝えると「対応が悪かったですか」と頭ごなしに言われ、相談もきちんと聞いてくれているかどうかがわからず帰ってきた。このような対応について、市として再考してほしい。

（事務局）

福祉避難所については、ご指摘のとおり、どのように伝えていくかが非常に重要になると思っている。計画にも情報の伝え方について記載しており、ご意見をふまえて引き続き検討していきたい。

相談対応については、ご指摘の事実を所管課にも伝えていくとともに、事案を確認して是正していく。

（座長）

スマートフォンなどを使いこなせる人は検索すればよいが、高齢の人には難しいので、よりよい情報提供が必要である。学生に聞いても、ボランティアなどの情報はインターネットで見るが、実際に参加するきっかけは圧倒的に友達や先生からの口コミである。伝わるのは人を介した情報や紙媒体であり、工夫が要る。

（委員）

市民の方は、福祉避難所と聞いて、そこへ行けばよいと捉えている人が多いと思うが、無尽蔵に対応できるわけではなく、ある程度の制限を掛けざるをえない。しかし、そうした細かい部分のマニュアルは整備されていないと感じる。福祉避難所の役割は、災害が起きてから3日間、1週間、数か月などのそれぞれの段階に応じて変わっていくので、指定を受けている組織がどのように対応していくのか、必要な物資をどう確保するのか、などの細かな部分について

協議を重ねて準備するために、常に検討、改正していく体制づくりをしてほしいと思う。

パブリックコメントのご意見を見て、市民の方のなかに福祉の考え方が広く行き渡ってきたという印象があるが、そのなかで福祉が薄くなっていると感じる。生活が大変な方を支援するという元々の福祉の考え方から幅が広がり、生活を充実する部分にも福祉という言葉を使うようになってきた。今後、人口が減少し、財政も厳しくなるなかで、生きていくために必要なサービスと生活を豊かにする部分のサービスを見分けながら、それぞれの段階に応じた支援のあり方を模索しないと、すべてを公助でまかなっていくことは無理である。社協との連携だけで賄いきれるものでもないので、パブリックコメントでも有償やビジネスの視点についてのご意見はあったが、民助の部分もあってもよい。そうした見分け方ができる目を養っていかないと、福祉の本髄の部分を見誤ってしまうことが恐いと思う。また、今後、更生支援が福祉のエリアに入ってくると、各組織がどのように関わっていくかなどの難しい問題を抱えると思う。この計画は長寿社会部が担当しているので、ボランティア的に動いてくださっている保護司の方も支援を求める先がなかったが、そのきっかけができたと思うので、関係諸機関とスムーズな連携が取れるように考えて広げていってほしい。パブリックコメントへの対応はこれでよいと思うが、今後の取り組みのなかで、こうしたことも視点に入れてもらえるとありがたい。

(座長)

計画にも福祉避難所のマニュアルづくりや訓練、個別計画のことが書かれており、具体的な対応がていねいにできるとよいが、堺市は大都市なので難しい面がある。

福祉の概念には、生活上で困難な状況に置かれている人への支援をていねいにするという面と、市民が参加して広げるといふ両面があるが、なんでも公助ではなくなっている。

更生支援について、福祉の観点からは生活をどう支えるかが重要である。犯罪の防止と言うと福祉と関係ないと思われがちだが、多くの場合は困窮していたり頼れる人がいなかったりして、家を借りることができない、就職ができないなどの困難さが再犯につながっており、ベースは生活をどう支えるかということである。

いただいたご意見を計画に反映していくということなので、計画の内容について審議したい。

2. 堺あったかぬくもりプラン4（案）（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社協地域福祉総合推進計画）【最終報告案】

3. 堺あったかぬくもりプラン4（案）（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社協地域福祉総合推進計画）【概要版】

(資料2、3について事務局より説明)

(委員)

概要版は、説明にもあったようにいろいろなフォントが入っていて読みにくい。中身があっても、文字が読みにくければ途中でやめると思う。私も最近ではユニバーサルデザインの文字を使って自治会の書類などをつくるようにしており、堺市は遅れていると思うので、他の資料も含めてもう少し研究してはどうか。

(委員)

計画に障害者基幹相談支援センターがたくさん出てくるので確認してみた。計画書の p.54 の図で、認知症高齢者の方を支えるチームの矢印の先に障害者基幹相談支援センターがあり、障害者の方を支えるチームとクロスするかたちになっている。どこに相談してもよいということが理想型ではあるが、図で意図的にクロスさせているのかが気になった。

(事務局)

ご意見のとおり、認知症の方の支援にも障害の観点がある。いろいろ議論をした結果として図のような配置にしているので、ご理解いただけるとありがたい。

(委員)

その説明を聞いてすっきりした。

(委員)

計画書の p. 11 の成年後見制度の申立件数は26年度と30年度のデータが比較されているが、他の項目では25年度のデータがあるなどバラバラなので、有意的に見えてしまう。前計画策定時からの推移などの説明がないと、市に都合のよいデータの出し方と思ってしまう。

(事務局)

データの年度を揃えることについては前回の委員会でもご指摘いただき、原則的には現行計画を立てた26年度から30年度までの数字としているが、更生支援は最近になって出てきたなど、揃えきれないものもある。恣意的に抽出したわけではないが、今後は注意していきたいと思う。

(座長)

推移のグラフなどがあればわかるが、紙面の関係もある。

(委員)

大きな問題になっているひきこもりの人の数は、計画書の p. 10 の国の推計しか出ていない。難しいと思うが、計画にこの課題を入れるのであれば、わかるところまででも不登校やひきこもりについての堺市の状況を入れたいといけなのではないかと思う。また、第2章は堺市の地域福祉をとりまく状況について記載する項目なので、国の統計しかわからないのであれば、記載のしかたも考えないといけない。

(事務局)

ひきこもりについては、以前の懇話会でも、堺市として持っている数字がないなかで記載するかを議論し、せめて国の推計だけでも載せておくべきなどのさまざまなご意見をいただいた。そのうえで、国の推計を堺市の人口で割り戻しても正確性を欠くので、あえて国の数字を掲載している。表現はあらためて検討したいが、堺市の数字がないため書き方が難しいことにご理解いただきたい。

(座長)

国は平成31年に40～64歳のひきこもりの人の推計を示したときに、15～39歳は54.1万人という数字も示しているが、あえて古いデータを使っているのか。堺市では数を把握していないが、実態把握を含めて対応策を考える必要があるということが、全体を通じて示せばよい。小さなまちでは1軒ずつ訪問すればよいが、堺市では難しいので、個別の相談支援を通じて把握できたところにていねいに対応するという感じだと思う。

(事務局)

ご指摘のデータについては確認する。ひきこもりの人への対応については、計画書の p. 45 に「多様化するニーズなどに対応する支援の充実」として記載しており、専門的に対応しているところの健康センターの支援の強化について、来年度予算のなかにも提示している。

(委員)

今回の計画には、権利擁護支援の中核機関として権利擁護サポートセンターが非常に多く出てくるが、毎回言っているように、中核機関に求められる司令塔や事務局、進行管理などの機能を担うにはスタッフの人数が圧倒的に少なく、現状で目一杯だと思うので、どこまでやっていくかを明確なビジョンとして考えないといけない。堺市には基幹型包括支援センターがあるので、相談機能、個別支援、地域的な取り組みは基幹型包括支援センターで受け止めるなど、中核機関の機能を一部割り振るようなイメージでやらないといけないのではないかと。以前に資料で示された地域的なバラツキも分析していく必要があると、計画に書かれている個人情報への配慮も早急にすすめ、地域からあげられた情報を中核機関が平準化し、市として考えていく必要がある。資料4にも関わってくると思うが、計画は大きな枠組みだけで、具体的なビジョンがないと感じる。成年後見制度の利用促進機能について法人後見の支援を行うことが書かれているが、既に取り組んでいる市民後見人の育成をもっと前に出せば広報にもなる。本日も広報のあり方についてさまざまな意見が出ているが、成年後見制度の広報ではポスターなどの紙媒体やホームページなどだけでなく、毎年開催しているシンポジウムなどのイベント型の広

報も大きい。しかし、それらもすべて権利擁護サポートセンターがやっていくとなると大変なので、運営についての検討もしっかりしてほしいと思う。

(事務局)

具体的な取り組みを示す必要性は以前の懇話会でもご指摘いただいたので、次の案件になるが、資料4に今後の取り組みを記載している。これは、まだ案の段階であり、検討中のものもあるので波線を示しているが、権利擁護の推進については、大変心苦しいが来年度は体制の充実が難しい状況にあり、現行の体制のなかでできることを考え直しているところである。資料4の記載のように、地域の相談機関との役割分担は、現在も検討しているが、より明確にしていく。法人後見の促進などは、体制の充実がかなわないため後にずれるが、再来年度の体制拡充に向けてさらに調整を図り、検討していきたい。また、親族後見人への支援が大事だと思っているので、できる体制づくりを考えたい。なお、広報に関して、委員にもご協力いただき市民後見人といっしょにポスターを作成したので、ご覧いただきたい。また、2月11日には市民後見の促進に関するシンポジウムを大阪府、大阪市といっしょに開催し、委員にも登壇していただく。さまざまな機会を捉えて啓発に取り組んでいきたいので、ご理解いただきたいと思う。

(委員)

概要版の p.7 に「ピア（仲間）」を太字で入れてもらった。堺市では自治会や民生委員など地縁団体の方がすごく活躍されているが、テーマ型の団体も非常に活躍している地域である。当事者が行政の人ともいっしょに頑張ってきたので、それを書いてもらったことはとても嬉しい。一方、計画書では p.12 の「ボランティア・NPO法人」の項に入っており、文章には違和感はないが、「ボランティア・NPO法人」で括られると疑問に思う人もいるのではないかと。 「社会福祉法人・事業所・企業など」には「など」が付いているが、「ボランティア・NPO法人」は言い切っており、法人格を持たずに頑張っているグループや当事者団体を含んでいると受け取れるタイトルの付け方を考えてほしい。

概要版の p.9 の重点施策 [1] に「発達障害」と書かれているが、発達障害だけ出てくることに違和感がある。発達障害者支援法ができて社会的にも認知がすすんでいるので入れたこともわかるが、障害は難病や高次脳機能障害など多様化しており、計画書の文章では気にならなかったが、概要版では引っかけた。間違いではないが、印象として気になったということは伝えておきたい。

(座長)

ひきこもりは状況であり、発達障害や認知症は症状なので、カテゴリーとしては別のものがある。多様化するニーズということでは病児保育などいろいろな問題があるが、外国人住民もストレートに問題になるわけではなく、難しいところなので表現を考えないといけない。

(委員)

今回の計画策定は最終段階なので、次回の課題になると思うが、以前に委員も言われていたように、子どもの分野では中高生が欠け落ちていくので、パブリックコメントで児童自立支援施設に関する意見が出されたことも決しておかしな話ではない。更生支援をすすめるのであれば、子ども時代の犯罪を予防することも真剣に考えないといけないなかで、児童自立支援施設をやめるのは反対の方向であり、大きな枠組みである地域福祉計画のなかで考えて見守っていかないといけない。障害児の分野でも、発達障害と言われていた子どものなかに愛着不全障害という家庭の環境や生い立ちに原因がある後天的な障害があることが、医学的に解明されてきた。家庭の養育力の問題で幼児期に苦しい育ち方をし、小学4年生を過ぎてから問題が出てきて学校や家庭で暴れる子どもがいるが、元々家庭の教育力が弱いなかで、犯罪につながるようにどこが指導、養育するかという問題は、簡単には解決できない。児童自立支援施設をつくらないのであれば、地域や専門機関などの今ある資源でネットワークをつくって見守るという覚悟をもって、次の計画をつくらないといけない。

(委員)

子どもの問題を解いていくと家庭に問題があるケースが大半である。中学生の非行防止のために、各警察に3～4人を府知事と府警本部長の任務のもとで置いており、市も連携してもらわないといけない。さきほどひきこもりも同じ観点で質問したものであり、数字も把握できていないので、困っていることがわからないのではないかと。いくらよい計画を立てても、これからは担う子どもたちをきちんと支援できなければ続かないので、しっかり調査、研究してやっていかないといけないと思う。

(事務局)

計画書の「ボランティア・NPO法人」の表現は課題として受け止める。概要版の「発達障害」の表現もあらためて考えたい。

矯正分野の方にも協力を得て考えていなければいけないと思っており、委員が言われたように教育との関係も考えないといけないが、少年鑑別所が学校と関わりをもっておられるので、つながりをつくっていきたいと思っている。分野を超えてやることがこの計画の趣旨でもあり、取り組みたいと思う。

(委員)

概要版は地域の一般の人が見られるというイメージだと思うが、表紙の「ともに暮らすまち」、「支えあい続けるしくみ」を、わたしたちの「参加と協働」でつくる」を見て、何か動かないといけないと思うところから始まり、p.9に「みなさんも、「あなたが“できること・したいこと”は？」を考えてみてください」と書かれているのでp.16を見たときに、地域の人が「これからしたいこと」や「みんなでしたいこと」を考えられるのか。また、考えたらどうするのか。このページがなんのためにあるのかが、よくわからない。

(事務局)

概要版のp.16については社協とも議論して検討したが、委員のご意見にもあったように、市と社協だけですべてを満たすことはできないことが前提にある。この概要版の使い方として、配架して読んでいただくだけであれば、このページは不要か、あるいは連絡先をもっと多く書かないといけないが、例えば出前講座など、概要版を使っていっしょに考える機会のなかで、議論する材料として使っていただくというイメージでつくっている。表現はあらためて考えたい。

(委員)

私は地域包括支援センターで働いているが、地域の人が「自分事」として福祉を捉えることは難しいと感じる。例えばフレイルであれば予防、災害は備えという啓発のしかたをするが、地域活動も自分がどういう生活をしていきたいのかを「自分事」として考えないと、したいと思わないのではないかと感じる。終活やACP（アドバンス・ケア・プランニング）などはしたがらない人が多いが、「備え」という言葉を使うと考えたり、行動しないといけないと思うので、この計画にも、そうしたものを感じてもらえる投げかけが、もう少し全体的にあってもよいと思う。

(座長)

p.16は市民のみなさんが福祉の課題を他人事ではなく「わがごと」と考えて取り組むためのしかけのようなものだと思うが、それでもピンときにくいというご意見である。フレイルなどはシニア層の人には自分のことと思いやすく、ひとりでやるよりも地域でやるというような展開ができる。地域福祉は概念が広く、さきほど出た子どもの障害などのように、個別にいていねいに関わるよう、困難な状態におかれている人をきちんと把握し、専門的な支援をしていかなければいけないという面と、広く市民が参加してよいまちにしているという面が混在しており、どちらかという、広く参加してみんなで作るというニュアンスが強いが、市民の方により響くように考えていかないといけない。

(委員)

概要版のp.6に「外国人住民も、この5年間で約2割増えました」と書かれているが、26

年度～30年度末であれば4年間になると思う。また、障害福祉サービス受給者数は計画書にはグラフがないが、概要版にあえて入れた理由があるのか。

(事務局)

概要版の p.6 については調整する。

(委員)

概要版は言葉がやさしく変換されていてよいと思うが、p.9 は計画書的な表現で読みにくい。誤解を生じないようにする必要もあると思うが、まずは興味をもっていただくことが重要であり、正確なところは計画書を見てもらうようにリンク付けをするなど検討してほしい。

(座長)

見やすさと整合性が必要である。

他に意見はないか。今回が最終回なので、意見をふまえて可能な範囲で修正してほしい。

もうひとつ案件があるので、資料を説明してほしい。

4. 堺あったかぬくもりプラン4（案）の推進について

(資料4について社協事務局より説明)

(座長)

計画で謳ったことについて、工程表で年次ごとに何をどのようにすすめていくかということである。これは、まだ完成品ではないということだが、計画書には入らないのか。

(事務局)

計画書には入れないが、関係者で共有してすすめていく。

(委員)

権利擁護サポートセンターは、来年度は体制の充実はできないという説明だったが、体制が充実しないと機能は充実できないと思う。この計画では権利擁護サポートセンターで取り組むことがかなり増えるが、まずは早急に体制の充実を図ってもらわないとすすまないと思うので、ぜひよろしく願います。

(座長)

委員が関わっておられて、具体的に不十分だと思われることがあるか。

(委員)

現状で目一杯の体制で頑張っておられ、さらに新しい機能が加わるとなるといっそう大変になるので、ぜひ早急に体制の充実を図ってほしいと思っている。

(座長)

権利擁護はこれからも基本になる。

(委員)

災害への備えや支援のしくみづくりの項に「2019年度は堺市防災対策推進本部会議幹事会専門部会において検討」と書かれているが、その内容は懇話会で確認することができるのか。

(事務局)

現在は検討の過程であるが、我々も参加しているので、どのような議論をしているかは説明できると思う。

(委員)

災害時には「公」はあまり助けることができず、市民が自分たちでやらなければならないので、私たち市民の側の話しあいと市の話しあいが、つながっていかないといけない。市でのどんな話しあいをしているかが見えないなかでこの計画をすすめても絵に描いただけになるので、きちんと示してほしいと思う。防災は大きく分けると発災当初の安否確認、避難生活、その後の生活の構築の3つに分かれるが、安否確認をそばにいる人にしてもらうよう地域の人に要支援者の名簿を持っていただいて活用することや、委員も言われた一般の避難所では生活できない人の避難生活のことなど、この計画には災害時に特別な支援が必要な人のことが書かれてい

る。大きな災害が起きると常に弱者が亡くなってきたなかで、日本では平成15～16年ぐらいから福祉的な取り組みがすすめられてきてこの計画ができたので、非常に期待している。懇話会はさまざまな人が揃っており、いちばんよいと思うので、来年度は専門部会でどのような話をしているのかをきちんとご報告いただくようお願いする。

(座長)

計画に実効性をもたせるのは難しいことだが、災害はいつ起きるかわからない。津波の被害が予測される地域では住民の防災意識が非常に高いが、堺市はどこか悠長なところがあるかもしれない。

(委員)

災害時避難行動要支援者の調査は民生委員が担当して行っており、現在、約2万人が一覧表に記載されているが、それを基にどうするかはまったくすすんでいない。市は地域で話しあってほしいと言っているが、具体的にはすすんでいないのが現状であり、多くの校区で自主防災訓練を毎年行っているが、避難所の開設と人口呼吸や煙の体験ぐらいで終わっている。災害時の要支援者の支援で実際に動くのは地域の人だが、市がリーダーシップを取って計画性をもってほしい。計画は盛りだくさんなので、何を重点的にやるのか、何を、いつまでに、だれがやるのかを決めてすすめてほしい。

(座長)

避難行動要支援者のリストは、作成することもひとつのハードルだが、役立てるにもハードルがある。個別の支援と地域をあげての模擬訓練などが行われているが、相当なばらつきがあるので、考えないといけない。

他に意見はないか。本日の議論もふまえて年度末に計画ができ、来年度にスタートすることになるので、引き続きよろしく願います。